

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月13日

【中間会計期間】 第55期中(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 工藤建設株式会社

【英訳名】 KUDO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 研児

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画室長 白坂 義道

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画室長 白坂 義道

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 中間連結会計期間	第55期 中間連結会計期間	第54期
会計期間	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日
売上高 (千円)	10,383,790	12,528,355	22,497,292
経常利益又は経常損失 () (千円)	282,314	587,430	616,725
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は 中間純損失 () (千円)	243,892	350,374	483,115
中間包括利益又は包括利益 (千円)	231,112	415,148	490,854
純資産額 (千円)	5,119,751	5,664,415	5,379,491
総資産額 (千円)	17,462,953	19,240,431	16,970,783
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失 () (円)	196.30	281.92	388.66
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.3	29.4	31.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,608,238	353,114	2,138,218
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	410,256	365,220	347,221
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,111,609	1,473,018	1,247,446
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	2,360,995	2,784,571	2,029,887

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間の期首に株式会社松下工商(建設事業)の株式を取得し連結子会社化しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当中間連結会計期間における日本経済は、企業収益が底堅く推移するなか、雇用情勢や所得水準の改善等を背景に緩やかな回復局面を維持しております。一方で、米国における政策動向や為替市場の変動、原材料価格の上昇に加え、物価高を背景とした節約意識の高まりや消費意欲の低下が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資及び建設投資は一定の水準を維持しておりますが、人材不足や資材価格の高騰により、今後も建設需要やニーズの変化に対してより一層注視が必要な状況が続いております。

なお、住宅建設は、建設コストの上昇や金利動向の影響等を背景に、新設住宅着工戸数は弱含みで推移しており、事業者間の競争は引き続き激しい状況となっております。

不動産業界（当社グループの建物管理事業、不動産賃貸・仲介・売買事業等）におきましては、都市部を中心に地価の上昇基調が継続し、賃貸需要や投資需要は底堅く推移しておりますが、比較的景気動向の影響を受けにくいことから、管理戸数、入居率、賃料水準はいずれも堅調に推移しております。

介護業界におきましては、高齢化の進展に伴い介護サービス需要は一層拡大していますが、介護人材不足や光熱費・食材費等のコスト増加が経営上の大きな課題となっております。また、継続的な介護人材の確保と定着率の向上及び介護DXの導入やICTの活用を通じた生産性向上が求められております。

このような情勢のなか、当社グループは、2024年度を初年度とする中期経営計画において「収益力の強化」、「人財力の強化」、「サステナビリティの推進」の各施策を推進しております。

この結果、当社グループの当中間連結会計期間における業績は、売上高125億28百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益6億15百万円（前年同期比83.8%増）、経常利益5億87百万円（前年同期比108.1%増）、親会社株主に帰属する中間純利益3億50百万円（前年同期比43.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<建設事業>

売上高は、大型工事の進捗により、77億66百万円（前年同期比34.4%増）となり、営業利益は6億23百万円（前年同期比90.7%増）となりました。

その内訳として、建設部門の売上高は53億27百万円（前年同期比48.0%増）、営業利益は4億70百万円（前年同期比124.0%増）、住宅部門の売上高は16億61百万円（前年同期比3.3%減）、営業利益は1億61百万円（前年同期比41.8%増）となりました。

<不動産事業>

売上高は、堅調な賃貸収入の確保により、16億30百万円（前年同期比5.6%増）となり、営業利益は1億58百万円（前年同期比66.4%増）となりました。

<介護事業>

売上高は、入居率の向上により、31億33百万円（前年同期比2.4%増）となり、営業利益は2億3百万円（前年同期比12.3%減）となりました。

財政状態の状況

(資産の部)

当中間連結会計期間末における資産の残高は、192億40百万円（前連結会計年度末残高169億70百万円）となり22億69百万円増加しました。主な要因は、完成工事未収入金等が6億77百万円、のれんが6億32百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債の残高は、135億76百万円（前連結会計年度末残高115億91百万円）となり19億84百万円増加しました。主な要因は、短期借入金が7億69百万円、長期借入金が6億92百万円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、56億64百万円（前連結会計年度末残高53億79百万円）となり2億84百万円増加しました。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金同等物は、前連結会計年度末に比べて7億54百万円増加し27億84百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、3億53百万円（前年同期は26億8百万円の使用）となりました。これは、税金等調整前中間純利益5億87百万円に減価償却費等1億54百万円の調整を加味した収入があった一方で、売上債権の増加5億80百万円及び未成工事受入金の増加1億97百万円があったこと等によるものであります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、3億65百万円（前年同期は4億10百万円の使用）となりました。これは、連結範囲の変更に伴う子会社株式の取得による支出6億33百万円及び定期預金の払戻による収入4億42百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、14億73百万円（前年同期は21億11百万円の獲得）となりました。これは、長期借入れによる収入14億円があったこと等によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

当中間連結会計期間において、当社が新たに締結した財務制限条項が付された借入金契約の契約に関する内容等は、以下のとおりです。なお、財務上の特約の内容につきましては、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表注記事項 (中間連結貸借対照表関係) 1 財務制限条項」に記載しているため、記載を省略しております。

契約締結日	借入先	中間期末残高 (千円)	弁済期限	担保
2025年7月1日	株式会社横浜銀行	649,996	2032年6月30日	なし
2025年8月19日	株式会社横浜銀行	570,000	2030年9月30日	なし
2025年12月23日	株式会社りそな銀行	300,000	2026年12月30日	なし
2025年12月24日	日本生命保険相互会社	100,000	2028年12月24日	なし

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,331,220	1,331,220	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	1,331,220	1,331,220		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日		1,331,220		867,500		549,500

(5) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社トップ	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目32番地 6	564	45.26
武笠 清一郎	神奈川県川崎市高津区	54	4.34
株式会社MOMOコーポレーション	沖縄県那覇市久茂地二丁目 2 番地 2 タイムス ビル 2 F	39	3.18
株式会社横浜銀行 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目 1 番 地 1	39	3.13
工藤 英司	神奈川県横浜市青葉区	35	2.85
工藤建設従業員持株会	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	33	2.72
工藤 桂	神奈川県横浜市港北区	30	2.43
川本工業株式会社	神奈川県横浜市中区寿町二丁目 5 番地 1	18	1.44
株式会社吉永商店	神奈川県横浜市中区日本大通15	16	1.30
戸田建商株式会社	東京都世田谷区宇奈根 1 丁目18番地22号	12	1.02
計		844	67.73

(注) 自己株式84,896株を保有しておりますが、大株主から除いております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 84,800		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,241,700	12,417	同上
単元未満株式	普通株式 4,720		同上
発行済株式総数	1,331,220		
総株主の議決権		12,417	

(注) 単元未満株式には当社所有の自己株式96株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 工藤建設株式会社	神奈川県横浜市青葉区 新石川四丁目33番地10	84,800		84,800	6.37
計		84,800		84,800	6.37

(注) 自己株式は、2025年10月24日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、5,610株減少しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表について監査法人F R I Qによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	3,209,222	3,657,690
完成工事未収入金等	4,173,045	4,850,150
未成工事支出金	36,006	106,403
不動産事業支出金	36,473	36,473
貯蔵品	37,510	88,076
その他	374,529	447,953
貸倒引当金	15,373	17,284
流動資産合計	7,851,414	9,169,463
固定資産		
有形固定資産		
土地	2,800,073	2,953,450
その他(純額)	1,180,961	1,206,449
有形固定資産合計	3,981,035	4,159,899
無形固定資産		
のれん	-	632,279
その他	71,976	76,162
無形固定資産合計	71,976	708,442
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	181,278	175,380
差入保証金	4,053,063	3,977,106
その他	839,095	1,057,246
貸倒引当金	7,079	7,106
投資その他の資産合計	5,066,357	5,202,626
固定資産合計	9,119,368	10,070,967
資産合計	16,970,783	19,240,431
負債の部		
流動負債		
工事未払金等	1,666,664	1,311,362
短期借入金	1 2,320,530	1 3,090,400
1年内返済予定の長期借入金	1 752,560	1 1,011,256
未払法人税等	121,318	247,811
未成工事受入金	335,320	532,678
完成工事補償引当金	57,220	69,544
賞与引当金	84,197	139,289
工事損失引当金	4,000	1,939
転貸損失引当金	11,360	10,884
その他	1,425,465	1,533,808
流動負債合計	6,778,637	7,948,976
固定負債		
長期借入金	1 1,987,807	1 2,680,410
役員退職慰労引当金	6,000	48,180
退職給付に係る負債	-	16,329
預り保証金	2,187,421	2,226,305
繰延税金負債	50,688	48,432
転貸損失引当金	9,258	3,465
その他	571,477	603,916
固定負債合計	4,812,653	5,627,039
負債合計	11,591,291	13,576,015

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	867,500	867,500
資本剰余金	551,160	555,965
利益剰余金	4,015,466	4,220,720
自己株式	163,651	153,559
株主資本合計	5,270,475	5,490,625
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	104,266	168,681
退職給付に係る調整累計額	4,749	5,108
その他の包括利益累計額合計	109,016	173,790
純資産合計	5,379,491	5,664,415
負債純資産合計	16,970,783	19,240,431

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高		
完成工事高	5,780,106	7,764,708
不動産事業売上高	1,543,400	1,630,234
介護事業売上高	3,060,283	3,133,412
売上高合計	10,383,790	12,528,355
売上原価		
完成工事原価	4,995,363	6,503,470
不動産事業売上原価	1,135,944	1,147,672
介護事業売上原価	2,735,797	2,831,836
売上原価合計	8,867,105	10,482,979
売上総利益		
完成工事総利益	784,743	1,261,237
不動産事業総利益	407,456	482,561
介護事業総利益	324,485	301,576
売上総利益合計	1,516,685	2,045,375
販売費及び一般管理費	1,181,801	1,429,934
営業利益	334,883	615,441
営業外収益		
受取利息	2,358	6,000
受取配当金	3,590	4,468
為替差益	-	5,354
助成金収入	13,959	40,432
その他	3,723	7,912
営業外収益合計	23,632	64,167
営業外費用		
支払利息	50,774	80,647
その他	25,426	11,531
営業外費用合計	76,201	92,179
経常利益	282,314	587,430
特別利益		
固定資産売却益	163	-
段階取得に係る差益	57,113	-
負ののれん発生益	8,753	-
特別利益合計	66,030	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	91
特別損失合計	0	91
税金等調整前中間純利益	348,345	587,338
法人税、住民税及び事業税	127,194	219,806
法人税等調整額	22,742	17,157
法人税等合計	104,452	236,964
中間純利益	243,892	350,374
親会社株主に帰属する中間純利益	243,892	350,374

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純利益	243,892	350,374
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,754	64,414
退職給付に係る調整額	974	359
その他の包括利益合計	12,780	64,774
中間包括利益	231,112	415,148
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	231,112	415,148
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	348,345	587,338
減価償却費	135,826	105,813
のれん償却額	-	48,636
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,868	1,937
賞与引当金の増減額(は減少)	61,831	46,202
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	2,773	12,323
役員賞与引当金の増減額(は減少)	16,590	-
工事損失引当金の増減額(は減少)	88,000	2,060
転貸損失引当金の増減額(は減少)	6,256	6,269
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,000	5,280
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	388	12,801
受取利息及び受取配当金	5,948	10,469
支払利息	50,774	80,647
段階取得に係る差損益(は益)	57,113	-
負ののれん発生益	8,753	-
売上債権の増減額(は増加)	1,303,227	580,866
未払又は未収消費税等の増減額	70,432	5,704
未成工事支出金の増減額(は増加)	3,468	52,193
不動産事業支出金の増減額(は増加)	326,751	-
仕入債務の増減額(は減少)	293,213	433,352
未成工事受入金の増減額(は減少)	751,528	197,358
預り保証金の増減額(は減少)	171,711	44,195
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	4,762
その他	10,224	232,268
小計	2,426,464	174,002
利息及び配当金の受取額	3,857	7,429
利息の支払額	52,639	81,416
法人税等の支払額	132,992	106,180
法人税等の還付額	-	1,055
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,608,238	353,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	442,003
定期預金の預入による支出	161,700	135,787
有形固定資産の取得による支出	358,846	145,353
差入保証金の回収による収入	72,464	76,725
差入保証金の差入による支出	2,420	1,694
長期貸付金の回収による収入	281	199
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	24,144	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	633,918
保険積立金の積立による支出	-	8,883
その他	15,820	41,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	410,256	365,220

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	1,250,000	769,870
長期借入れによる収入	1,374,100	1,400,000
長期借入金の返済による支出	348,626	517,019
配当金の支払額	129,597	144,777
リース債務の返済による支出	34,267	35,053
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,111,609	1,473,018
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	906,885	754,684
現金及び現金同等物の期首残高	3,267,880	2,029,887
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,360,995	2,784,571

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間の期首において、株式会社松下工商の株式を取得し、子会社化したことにより、連結の範囲に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前連結会計年度(2025年6月30日現在)

当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年6月13日付で、返済期限を2026年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末現在700,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。

()決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

()決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年3月31日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在196,397千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年9月30日付で、返済期限を2026年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在112,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2022年9月30日付で、返済期限を2027年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在270,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2023年9月19日付で、返済期限を2028年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在390,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年7月1日付で、返済期限を2029年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在390,700千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスペッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年9月19日付で、返済期限を2029年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在510,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスペッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行と2025年3月3日付で、返済期限を2026年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当連結会計年度末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1)本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。)の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日(翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(当該日を含む。))までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下のとおり変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.5%

(2)借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

()2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

()2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当社グループは、株式会社りそな銀行と2024年12月20日付で、返済期限を2025年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社りそな銀行の当社に対する通知により、当社は株式会社りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

()本契約締結日以降の決算期(第二四半期を含まない)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

()本契約締結日以降の決算期(第二四半期を含まない)の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

当社グループは、日本生命保険相互会社と2025年3月28日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在91,700千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することになります。

() 2025年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

() 2025年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2024年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

当中間連結会計期間(2025年12月31日現在)

当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年6月13日付で、返済期限を2026年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在700,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。

() 決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

() 決算期末日(各事業年度の末日)における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年3月31日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在160,679千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

() 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年9月30日付で、返済期限を2026年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在67,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

() 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2022年9月30日付で、返済期限を2027年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在210,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

() 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2023年9月19日付で、返済期限を2028年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在330,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

- ()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年7月1日付で、返済期限を2029年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在341,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

- ()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年9月19日付で、返済期限を2029年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在450,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

- ()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年7月1日付で、返済期限を2032年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在649,996千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

- ()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年8月19日付で、返済期限を2030年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在570,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

- ()単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ()単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。

当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行と2025年3月3日付で、返済期限を2026年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。

また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

- (1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌月以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日）（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」= 原契約の「利率」+ 0.5%

- (2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

() 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

() 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当社グループは、株式会社りそな銀行と2025年12月23日付で、返済期限を2026年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社りそな銀行の当社に対する通知により、当社は株式会社りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

() 本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

() 本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

当社グループは、日本生命保険相互会社と2025年3月28日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在75,100千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することとなります。

() 2025年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

() 2025年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2024年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

当社グループは、日本生命保険相互会社と2025年12月24日付で、返済期限を2028年12月24日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当中間連結会計期間末現在100,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項()から()が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することとなります。

() 2026年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

() 2026年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2025年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

2 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
医療法人社団和五会の金融機関からの借入に対する債務保証	4,146千円	- 千円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
従業員給与手当	558,122千円	598,822千円
貸倒引当金繰入額	4,868千円	1,937千円
賞与引当金繰入額	59,434千円	97,095千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,000千円	5,280千円
退職給付費用	10,728千円	12,118千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金預金勘定	3,672,582千円	3,657,690千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	1,311,587千円	873,119千円
現金及び現金同等物	2,360,995千円	2,784,571千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	124,237	100.0	2024年6月30日	2024年9月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	145,165	117.0	2025年6月30日	2025年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産事業	介護事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	670,472	238,012	110,917	1,019,402	-	1,019,402
一定の期間にわたり移転される財	5,109,633	301,129	2,946,365	8,357,129	-	8,357,129
顧客との契約から生じる収益	5,780,106	539,142	3,057,283	9,376,531	-	9,376,531
その他の収益	-	1,004,258	3,000	1,007,258	-	1,007,258
外部顧客への売上高	5,780,106	1,543,400	3,060,283	10,383,790	-	10,383,790
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,780,106	1,543,400	3,060,283	10,383,790	-	10,383,790
セグメント利益	327,276	95,525	231,641	654,443	319,559	334,883

(注) 1. セグメント利益の調整額 319,559千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産事業	介護事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	886,327	299,203	112,942	1,298,473	-	1,298,473
一定の期間にわたり移転される財	6,878,380	316,346	3,017,469	10,212,197	-	10,212,197
顧客との契約から生じる収益	7,764,708	615,550	3,130,412	11,510,671	-	11,510,671
その他の収益	-	1,014,683	3,000	1,017,683	-	1,017,683
外部顧客への売上高	7,764,708	1,630,234	3,133,412	12,528,355	-	12,528,355
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,630	-	-	1,630	1,630	-
計	7,766,338	1,630,234	3,133,412	12,529,985	1,630	12,528,355
セグメント利益	623,954	158,953	203,199	986,107	370,665	615,441

(注) 1. セグメント利益の調整額 370,665千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当中間連結会計期間期首において、株式会社松下工商の全株式を取得し完全子会社化しております。それに伴い、「建設事業」セグメントにおいてのれんが発生しております。

当該事象によるのれんの増加額は680,916千円であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社松下工商
事業の内容	土木工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

今回株式を取得する株式会社松下工商は、本社を神奈川県に置き、新設橋梁工事や大型地下構造物を中心とした土木事業等を中心にインフラ整備や改修工事を通じた地域の発展に貢献してきた実績があり、近年は鉄道の土木工事を主とした大規模修繕工事や耐震補強工事を主体に、会社設立以来確固たる信用を築いております。

当社は、2024年7月に新中期経営計画をスタートさせて、新たな成長とともに企業価値の向上を図ってまいります。厳しい経営環境のなかであり、株式会社松下工商の持つ土木工事のノウハウや高い技術力を有する技能者の当社グループへの参画により、グループシナジーを追求し、企業価値の向上を図っていく必要があると判断し、完全子会社化をすることといたしました。

(3) 企業結合日

2025年7月1日(株式取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによるものです。

2. 当中間連結会計期間に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,140,000千円
取得原価		1,140,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	52,850千円
-----------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

680,916千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	196円30銭	281円92銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	243,892	350,374
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	243,892	350,374
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,242	1,242

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月12日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 毅

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 寿 敦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 康 毅

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている工藤建設株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、工藤建設株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。